

大学設置基準

(教員数に関する部分の抜粋と説明)

第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

設置基準：別表第一

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）

学部の種類	一学科で組織する場合	
	収容定員	専任教員数
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	300～600名	28名

- 備考1 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする。
- 2 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする。
- 3 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（別表第二において同じ。）
- 4 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、薬学関係にあっては、収容定員600人につき教員6人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 9 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部に薬学関係の一学科を置く場合における当該一学科に対する別表第一の適用については下欄中「一六」とあるのは、「二二」とする。
- 10 薬学関係の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

（「大学設置基準」より抜粋）

別表第一イ 備考第九号（現行では十号）の規定に基づき薬学関係の学部に係る専任教員について定める件：

- 1 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員数に六分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。次項において「実務の経験を有する専任教員数」という。）は、おおむね五年以上の薬剤師としての経験を有する者とする。
- 2 実務の経験を有する専任教員に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部の運営について責任を担うもので足りるものとする。

（平成 18 年 4 月 1 日施行）

（文部科学省告示第百七十五号（平成十六年十二月十五日）（抄）より抜粋）

6 年制学科の専任教員数の計算例

（例 1） 6 年制薬学科単科で入学定員 180 人（収容定員 1,080 人）の場合

600 人まで 基礎教員数 22 人（別表第一 備考 9）

600 人を超える学生に対して $(1,080 - 600) \times 6 \text{ 人} / 600 \text{ 人} = 4.8 \text{ 人}$

（別表第一 備考 4、小数点以下に数字がある場合、切り上げる）

合計で 27 人の専任教員が必要

（例 2） 6 年制薬学科（入学定員 120 人定員：収容定員 720 人）で、4 年制学科（60 人：240 人）がある場合

360 人まで基礎教員数 22 人（収容定員 300～600 人に該当する）

360 人を超える学生に対して $(720 - 360) \times 6 \text{ 人} / 600 = 3.6 \text{ 人} \rightarrow 4 \text{ 人}$

合計で 26 人

（例 3） 6 年制学科が 2 学科（入学定員 100 人、入学定員 80 人）の場合、下表を使うことになるとのことで、基礎教員数を 16 人として、2 学科それぞれに計算する。

100 人（収容定員 600 人）の学科は、基礎教員数 16 人

360 人を超える部分について、 $(600 - 360) \times 6 \text{ 人} / 600 = 2.4 = 3 \text{ 人}$

80 人に対して（収容定員 240 人の 6 年制学科は、基礎教員数 16 人

学部の種類	二学科で組織する場合	
	収容定員	専任教員数
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	240～360 名	16 名

360 人を超えないので、以上の合計で 35 人が必要

(例 4) 薬学部に 2 学科あって、入学定員 (薬学科) 30 人、薬科学科 50 人) の場合

収容定員は薬学科 $30 \times 6 = 180$ 人 \Rightarrow 基礎教員数 22 人 $\Rightarrow 18$ 人

薬科学科 $50 \times 4 = 200$ 人 \Rightarrow 8 人 $\Rightarrow 7$ 人

備考 3 により、2 割の兼任を認めると、 $22 \times 0.2 = 4$ 人 $\Rightarrow 22 - 4 = 18$ 人

$8 \times 0.2 = 1$ 人 $\Rightarrow 8 - 1 = 7$ 人